

## 「カンボジア市民フォーラム」規約

### [名称]

第1条 この団体は「カンボジア市民フォーラム」  
PEOPLE'S FORUM ON CAMBODIA, JAPAN  
と称する。

### [事務局]

第2条 本フォーラムは、事務局を東京都内に置く。

### [目的]

第3条 本フォーラムは、以下を目的とする。

- (1) カンボジアの人々・生活・文化・歴史・経済社会等についての理解と情報を共有し、復興に協力する日本のNGOの活動を質的に向上させ、市民のネットワークを形成し豊かにしていく。
- (2) カンボジアの人々・NGOを含む世界の市民とNGOとの協力関係を拓けていく。
- (3) カンボジアの復興に関わる、公的機関（日本政府、国連、世界銀行など）の援助計画・内容を調査し、市民の立場から、基本的な考え方をまとめ、各分野（農業、環境、保健・医療、教育、人権、助成、外国資本の流入など）について提言・提案を行う。現地の人々・NGO・専門家と密接に連携することによって提言・提案内容の実行の段階まで関わる。

### [事業]

第4条 本フォーラムは、前条の目的を達成するため次の活動を行う

- (1) カンボジア理解と情報を共有するための諸活動。
- (2) 日本および国際社会、公的機関への提言・提案づくり。
- (3) 国内各地域、カンボジアを含む海外のNGO、市民団体、研究者などを結ぶ連絡・調整活動。
- (4) その他、目的達成のために必要な活動。

### [構成]

第5条 本フォーラムは、世話人、会員をもって構成し、思想・信条・主義・国籍・宗派の如何を問わず、誰もが参加できる開かれた組織とする。

### [事業計画と予算]

第6条 本フォーラムの事業計画およびこれに伴う予算は、事務局長が提案を作成し、世話人会の協議を経て、承認を受けるものとする。事業計画・予算の変更も同様とする。

### [事業報告と決算]

第7条 本フォーラムの事業報告および決算は、事務局長が作成し、監査役の監査を受け監査報告書を添えて、世話人会の協議を経て、承認を得る。

### [事業年度]

第8条 本フォーラムの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### [世話人]

第9条 世話人は、フォーラムの活動の責任を負い、世話人会を組織して、本フォーラムの業務を議決する。世話人の中から、代表世話人を選出し、代表世話人が世話人会を代表する。任期は1年とし、再選を妨げない。世話人の改選は、世話人会で定める。

### [世話人会]

第10条 世話人会は、原則として1カ月に1回以上、代表世話人の招請、または世話人数の4分の1以上の請求によって開催され、議長は互選とする。世話人会の定足数は過半数とし、本規約の別に定める場合を除き、出席世話人の過半数で決する。

[事務局]

第11条 事務局は、事務局長と事務局員で構成され、世話会の決定を受け、フォーラムの日常業務を遂行する。事務局長は、世話会の議決で選任する。事務局長は、世話会に世話人と同様の立場で出席するものとする。

[監査役]

第12条 監査役は、世話会、事務局の業務を監査し、必要な助言と勧告を行う。監査役は、世話会の議決で選任する。

[会員]

第13条 本フォーラムの趣旨に賛同し、積極的に活動に参加する団体、個人は誰でも会員になることができる。

- 1、世話人は、本フォーラムの活動の責任を負い、世話会を組織して、本フォーラムの業務を議決する個人会員、または団体会員の代表者。
- 2、一般会員は、本フォーラムの趣旨に賛同して入会した個人。
- 3、団体会員は、本フォーラムの趣旨に賛同して入会した団体。

[権利]

- 1) 会員は本会の活動に関わる情報サービスを受けることができる。
- 2) 世話会にオブザーバー参加できる。

[財務]

第14条 本フォーラムの財政は、任意の寄付および助成金（申請予定）をもって充てる。

[規則の変更]

第15条 この規則は、世話人現在数の3分の2以上の議決を経て変更できる。

[解散]

第16条 本フォーラムは、世話人現在数の4分の3以上の議決によって解散できる。

[付則]

- 1、この規則は、設立の日から施行する。
- 2、本フォーラムの当初の事業年度は、設立の日から1994年3月31日までとする。
- 3、2003年4月1日改訂。